

官報

号外 昭和四十八年八月三十一日

第七十二回 参議院會議録第三十一号

昭和四十八年八月三十一日(金曜日)

午前十時五分開議

○議事日程 第三十四号

昭和四十八年八月三十一日

午前十時開議

- 第一 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 輸出確安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 中小小売商業振興法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
 - 一、日程第二より第五まで
 - 一、日程第一
- 一、国会職員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 請暇の件 議事日程変更の件 輸出確安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案外一件

この際、おはかりいたします。
田中茂穂君、伊部真君から、いずれも病氣のため二十八日間請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程第一をあとに回したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(河野謙三君) 日程第二 輸出確安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案
日程第三 中小小売商業振興法案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長佐田一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

輸出確安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿

輸出確安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案
輸出確安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案

法律

輸出確安売掛金經理臨時措置法(昭和三十八年法律第九号)は、廃止する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小小売商業振興法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修正)

中小小売商業振興法案
中小小売商業振興法案

(目的)

第一条 この法律は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の

の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小小売商業者」とは、小売業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人
- 二 企業組合
- 三 協業組合

(振興指針)

第三条 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針(以下「振興指針」という。)を定めなければならない。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 経営の近代化の目標に関する事項
- 二 経営管理の合理化に関する事項
- 三 施設及び設備の近代化に関する事項
- 四 事業の共同化に関する事項
- 五 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項

5 六 その他中小小売商業の振興のために必要な事項

3 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 輸出確実金經理臨時措置法を廃止する法律案外一件

八三一

(高度化事業計画の認定等)

第四条 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)第九條ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会(第六條第一号において「事業協同組合等」といふ)は、主として中小小売業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売業者と共同して同号に定める事業について、それぞれ店舗共同化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗共同化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売業者である組合員のための共同店舗の設置の事業

二 協業組合 組合の店舗の設置の事業

三 他の中小小売業者と合併をしようとし、又は他の中小小売業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して小売業に属する事業を主たる事業として営む会社を設立しようとする中小小売業者 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む)の店舗の設置の事業

8 連鎖化事業(主として中小小売業者に對し、典型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、かつ、経営に関する指導を

行なう事業をいう。以下同じ。)を行なう者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

4 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画(以下「高度化事業計画」といふ)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一項に規定する事業、第二項各号に定める事業又は前項に規定する事業(以下「高度化事業」といふ)の目標及び内容

二 高度化事業の実施時期

三 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 通商産業大臣は、第二項の規定による認定をしようとするときは、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に、同項第三号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る会社の行なう事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第五条 国は、前条第一項から第三項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(以下「認定計画」といふ)に基づく高度化事業の実施その他中小小売業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつてに努めるものとする。

(減価償却の特例)

第六条 次に掲げる者は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

一 第四條第一項の規定による認定を受けた事業協同組合等又はその組合員若しくは所屬員(中小小売業者又は中小サービスマン業者(サービスマンに属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二條各号の一に該当するものをいう)であるものに限る。)

二 第四條第二項の規定による認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協業組合又は同項の規定による認定に係る同項第三号に規定する会社

三 第四條第三項の規定による認定を受けた者(調査)

第七條 国は、中小小売業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようにするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするように努めるものとする。

(研修事業の実施等)

第八條 国は、中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、中小小売業者の依頼に応じて、その経営の近代化に関し必要な指導及び助言を行なうものとする。

(小規模企業者に対する配慮)

第九條 国は、中小小売業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあつては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十條 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

第十一條 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、当該連鎖化事業に加盟する者(以下「加盟者」といふ)に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟

に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの(以下「特定連鎖化事業」といふ)を行なう者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に對し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項

二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

三 経営の指導に関する事項

四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第十二條 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従っていないと認めるときは、その者に對し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

第十三條 通商産業大臣は、第六條第一号又は第二号に掲げる者に對し、認定計画に基づく高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第六條第三号に掲げる者に對し、認定計画に基づく高度化事業の実施状況について、特定連鎖化事業を行なう者に對し前条の規定

定の施行に必要な限度においてその業務について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第十四条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十五条 この法律の規定により通商産業大臣、主務大臣及び第四条第五項に規定する所管大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十一号中「土地」の下に「及び租税特別措置法第十一條第一項の表の第九号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第十四号に掲げる法人が中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第 号)第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供する土地で政令で定めるもの」を加える。

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第二条第三項に次の一号を加える。

十一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第 号)第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に従つて高度化事業を実施する者及び同条第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る同項に規定する連鎖化事業に加盟する者(前各号に掲げるものを除く。)

(中小企業庁設置法の一部改正)

4 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の四中「商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)」の下に及び中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第 号)を加える。

〔佐田 一郎君登壇、拍手〕

○佐田 一郎君 ただいま議題となりました二法案について商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、輸出販売金經理臨時措置法を廃止する法律案は、現行法に基づく販売業者の日本販売輸出会社に対する回収不能の輸出販売金掛け金の繰り延べ償却も本年三月末日で完了し、同法の廃止期限もまいりましたので、この際、現行法を廃止しようとするものであります。

委員会では、現行法の果たしてきた役割りとその具体的成果、化学肥料の輸出動向等を中心とした質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

と決定いたしました。

次に、中小小売商業振興法案は、中小小売商業の振興をはかるため、中小小売商業者に対する振興指針を定め、これを受けて実施される商店街の整備、店舗の共同化等の高度化事業等に対して、金融、税制面の助成措置を講じるとともに、特定連鎖化事業についてもその運営の適正化をはかるための措置を規定しようとするものであります。

なお、衆議院で振興指針を定めるにあたって、「中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項」を加える等の修正がなされております。

委員会では、中小企業省の新設、中小小売商業の今後の方向づけ、流通機構の改善、特定連鎖化事業のあり方等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上二法案について御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、輸出販売金經理臨時措置法を廃止する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、中小小売商業振興法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
日程第五 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長長久次米健太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十八年七月十日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下同じ。」の下に「又は通勤による災害」を加える。

動(同法第二條第二項の通勤をいう。第百三十六條第一項及び第百三十七條において同じ。)による災害(以下「通勤災害」という。)に係るもの又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

第八十六條第二項中(昭和四十二年法律第百二十一号)を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む。」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。)」を加える。

第八十八條第四項中「公務によらない廃疾年金にあつては」の下に「その者が同一の廃疾に關し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を受けていた者である場合を除き」を加え、同条第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に關し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を除く。)」を、「公務による廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に關し同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を含む。)」を加える。

第九十一條の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九十一條の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない廃疾年金は、同一の廃疾に關し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる

割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

2 公務によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該公務傷病によらない廃疾を公務傷病による廃疾とみなした場合において支給されるべき公務による廃疾年金の額をこえるときは、当該公務による廃疾年金の額に相当する額とする。

第四章第三節第三款中第九十二條の次に次の一条を加える。

第九十二條の二 廃疾一時金は、同一の廃疾に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、支給しない。

第九十六條の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 地方公共団体の長であつた期間が十年をこえる者に対する公務によらない廃疾年金については、第九十一條の二第一項中「給料年額」とあるのは「第百二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として、同条の規定を適用する。

第百三十六條第一項中「負傷し、」を「負傷した場合(通勤により病氣にかかり、又は負傷した場合を除く。)」に改める。

に(通勤により死亡した場合を除く。))を加え、同条第二項中「公務によるもの」の下に及び通勤によるもの」を加える。

第二百二條の表中

第八十六條第一項第一号
第八十九條第二項

第八十六條第一項第一号
第八十九條第二項
第九十一條の二第二項

第八十六條第一項第二号
第八十七條第一項及び第二項
第八十八條第四項
第八十九條第一項及び第三項
第九十條第四項及び第五項
第九十三條第一項第四号

第八十六條第一項第二号
第八十七條第一項及び第二項
第八十八條第四項
第八十九條第一項及び第三項
第九十條第四項及び第五項
第九十一條の二第二項
第九十三條第一項第四号

に改め、同表第八十六條

第二項の項中(昭和四十二年法律第百二十一号)を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む。」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。)」を加える。

附則第二十四條の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「として」を「と」と、第九十一條の二第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十二條第二項に規定する警察職員の給料年額」として「に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 前條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百三十六條及び第百三十七條の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故

第百四十二條第二項の表第八十六條第二項の項中(昭和四十二年法律第百二十一号)を削る。

に起因する通勤災害に係る給付について適用する。

(昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第三條に次の一項を加える。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法第九十八條の規定による遺族一時金は、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の規定による通勤による災害に係る遺族補償又はこれに相当する給付が行なわれる場合には、支給しない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一件

の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年七月十日

参議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下第三条の五まで」を「以下第三条まで、第六条及び第六条の四」に改める。

第七条中「第三条の五」を「第七条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条中「第四条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条の五中「第三条の二」を「第六条」に改め、同条を第六條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度以後における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第七條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退

職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(以下この項において「地方公務員共済組合の年金」という。)の額がこの法律の改正により改定されることとなつた場合において、地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金を地方公務員共済組合の年金とみなしたならばこれらの年金の額を改定すべきこととなるときは、政令で特別の定めをするものを除き、これらの年金の額を、当該地方公務員共済組合の年金の額の改定が開始される月分以後、当該改定に関するこの法律の規定の例により算定した額に改定する。

2 第六條第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第三條の四第一項及び第二項中「第三條の二」を「第六條の二」に改め、同條第三項中「第三條の二」を「第六條」に改め、同條を第六條の三とする。

第三條の三を第六條の二とし、第三條の二を第六條とし、第三條を第五條とし、第二條の三第八項中「遺族年金」の下に「(以下「沖繩の退職年金等」という。を加え、同條の次に次の三条を加える。

(昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二條の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金(以下次条までにおいて「既裁定年金」という。)で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十

八年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該給料年額については、二百六十四万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち、前項の規定の適用を受けるもの(当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限(組合員である間に死亡したことを給付事由とする遺族年金については、十年)に達している年金に限る。)で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに對する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第三条第一項の規定を參照して政令で定める額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

6 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三條 既裁定年金のうち昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該既裁定年金の額(その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎とな

つた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二條第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二條第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に一・三三四を乗じて得た額(その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二條第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、これらの給料年額については、二百六十四万円)を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・三三四」とあるのは、「一・一〇五」と読み替えるものとする。

3 前條第二項から第四項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五

年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

5 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。
(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第四條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数に乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八千八百円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の給料に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎

となるべき新法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数に乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

3 新法第八十二条第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一條第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 施行法第三百三十二條の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

ち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものの

ロ 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第四十條第一項中「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)」を「組合員期間に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金に改める。」

第四十五條第一項中「第二條第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十七條中「遺族年金又は遺族一時金」を

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一件

「又は遺族年金」に改める。

第七十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十八条第二項ただし書中「十五万円」を

「三十〇万^{千六百}二千四百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「十一万四千円」を

「十二万八千円」に改める。

第九十三条第一項第三号中「十年以上」を「一

年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一

年未満」に改め、同条第二項及び第三項第二号

中「十一万五千二百円」を「二十^五万^四千二百円」

に改める。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 削除

第九十八条第三項中「十八万五千円」を「二十

二万円」に改める。

第九十八条第二項中「復帰したとき」の下に

「又は公庫等職員である間に死亡したとき(その

者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年

金を受ける権利を有するときは除く。第五項に

おいて同じ。」を加え、同条第五項中「復帰した

とき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡し

たとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として

在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員

となつた場合(その者が更に引き続き当該

公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員とな

適用については、この者は、これらの他の公

庫等に係る公庫等職員として在職する間、復

帰希望職員として在職するものとみなす。

第百四十二条第二項の表の上欄中「第九十八

条第二項」を削る。

第百四十四条の二第二項中「同じ。」の下に

「又は団体職員である間に死亡したとき」を、「そ

の復帰したとき」の下に「又は団体職員である

間に死亡したとき」を加え、同条第四項中「前

三項」を「前各項」に改め、「復帰した場合」の

下に「又は団体職員である間に死亡した場合」

を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中

「復帰したとき」の下に「又は団体職員である間

に死亡したとき」を加え、同項の次に次の一項

を加える。

4 復帰希望職員が引き続き団体職員として在

職し、引き続き他の団体職員となつた場合(そ

の者が更に引き続き当該団体職員以外の他の

団体職員となつた場合を含む。)における前三

項の規定の適用については、この者は、これ

らの他の団体職員として在職する間、復帰希

望職員として在職するものとみなす。

第百六十四条第二項中「当該共済会を組織す

る地方議会議員である間における公務に關連す

る傷病により」を削る。

第百六十七条の二中「国民金融公庫」の下に

「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第百九十七條第二項中「退職一時金又は遺

族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二百二条の表の上欄中「第九十八条第一項」

を削る。

第二百四十四条第四項中「十八万五千円」を「二

十二万円」に改める。

附則第十一条第一項に後段として次のように

加える。

この場合において、施行日前に旧町村職員

恩給組合を組織していた市町村(以下次項ま

でにおいて「恩給組合加入市町村」という)

の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合

の条例の規定による給付の支払に要する費用

については、次項及び第五項の規定の適用が

ある場合を除き、自治省令で定めるところに

より、恩給組合加入市町村が負担する。

附則第十一条第二項中「旧町村職員恩給組合

を組織していた市町村(以下この項において

「恩給組合加入市町村」という)」を「恩給組合加

入市町村」に改める。

別表第四中「一八三、六〇〇円」を^{三九三、六}

六〇〇円に、「一五〇、〇〇〇円」を^{三三二、六}

四〇〇円に、「一〇五、六〇〇円」を^{二四〇、〇}

八〇〇円に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に

關する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措

置(第四十五条・第四十六条)」を「第三款 削

除」に改める。

第二条第一項第十九号中「及び条例在職年の

計算上年金条例職員として在職した期間に加え

られる期間」を「条例在職年の計算上年金条

例職員として在職した期間に加えられる期間及

び年金条例職員として在職した期間に準ずるも

のとして政令で定める期間」に改め、同項第二

十二号中「みなされる期間」の下に「及び旧長

期組合員であつた期間に準ずるものとして政令

で定める期間」を加え、同条第四項第二号中「第

四十四条」を「第四十五条」に改める。

第三条第四項第二号中「この項」を「この号」に

改め、同項第三号中「法律第八十二号」を「昭

和四十二年以後における国家公務員共済組合

等からの年金の額の改定に関する法律等の一部

を改正する法律(昭和四十八年法律第

号)」に改め、同条に次の六項を加える。

6 昭和二十一年一月二十九日前に給付事由が

生じた旧沖縄県町村吏員恩給組合恩給条例

(以下次項までにおいて「旧沖縄恩給条例」と

いう。)の規定による恩給組合条例の退職料等

に相当する給付で政令で定めるもの(次項及

び第十項において「沖縄の退職料等」という。)

については、この法律又はこれに基づく政令

に別段の規定があるもののほか、旧沖縄恩給

条例の規定の例により、当該条例の規定の適

用を受けていた者又はその遺族(当該条例の

規定による遺族をいう。次項及び第八項にお

いて同じ。)に対し、沖縄県市町村職員共済組合からこれを支給する。

7 前項の規定は、旧沖縄恩給条例が昭和二十一年一月二十九日から昭和四十一年六月三十日までの間においてもなお効力を有するものとしたならば当該条例の規定の適用を受けることとなる者として沖縄の市町村に在職した者又はその遺族につき当該条例の規定を適用するものとした場合にこれらの者に支給すべきこととなる沖縄の退職料等について準用する。

8 前二項の規定は、第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖縄の共済法の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者又はその遺族については、適用しない。

9 昭和二十年九月三日前に給付事由が生じた旧樺太市町村吏員恩給組合恩給条例(以下この項において「旧樺太恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付(旧樺太恩給条例の規定の適用を受けていた者で同日以後引き続き樺太にあつたものについては、当該条例が同日からその者が帰国した日(その者が帰国前に死亡したときは、その死亡の日)までの間においてもなお効力を有するものとし、かつ、当該帰国又は死亡を当該条例の規定による退職又は死亡とみなして当該条例の規定を適用するものとした場合にその者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。以下この項において同じ。)に

支給すべきこととなる給付を含む。)で政令で定めるもの(次項において「樺太の退職料等」という。)については、この法律又はこれに基づき政令に別段の規定があるもののほか、旧樺太恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族に対し、政令で定める市町村職員共済組合からこれを支給する。

10 第六項若しくは第七項又は前項の規定により支給される沖縄の退職料等又は樺太の退職料等は、新法及びこの法律の適用については、第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料等とみなす。

11 第八項及び前項に定めるもののほか、同項に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職料等の額の算定の基礎となる給付の額の計算方法その他第六項、第七項及び第九項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第三条の三第一項第二号中「法律第百十三号による改正後の」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正後の」に改め、同項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第百八十号)」を「法律第 号」に改める。

第三条の四の次に次の一条を加える。

第三条の四の二 国の新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正により

国家公務員共済組合が支給する国の新法の規定による通算退職年金の年額が改定された場合において、第三条第一項、第三項及び第四項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金を国の新法の規定による通算退職年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該国の新法の規定による通算退職年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第三条の五中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第七条第一項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第四号中「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、同条第二項中「又は遺族一時金」及び「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。」を削り、第五号から第八号までを削る。

第十条第四号中「法律第百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外

国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)に、当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同条第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十三条第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十九条の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第四十一条中「二十四万円」を「二十九万六千六百四十円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第四十二条中「十一万五千二百円」を「二十一万五千二百円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十五条及び第四十六条 削除

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十五条第一項中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)」を削る。

第五十七條第二項中「又は第十項」を、「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に又は第十二項を加え、同条第三項第二号中「附則第十一條第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百一十三條第一項)を加え、同条第四項中「附則第十三條第一項」を加え、同条第四項中「六十五歳」を「六十歳」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百一十三條第一項)を加え、同条第四項中「附則第六條」を「法律第百五十五號附則第十四條(同法附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十四條第一項中「若しくは第四号又は第七号若しくは第八号」を「又は第四号」に改める。第八十一條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。第八十五條を削り、第八十五條の二を第八十五條とする。

第八十七條及び第八十八條第三項中「第百五條」を「第百五條の二」に改める。第百二條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。第百七條及び第九條第五項中「第百二十條」を「第百二十條の二」に改める。

第百十八條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。第百二十五條第三項中「復讐したとき」の下に「又は公庫職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

7 復讐希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き新法第百四十條第一項に規定する公庫等のうち住宅金融公庫以外のもの(次条において「他の公庫等」という。)に係る同項に規定する公庫等職員(以下この項において「他の公庫等職員」という。)となつた場合(その者が更に引き続き当該他の公庫等職員

以外の他の公庫等職員となつた場合を含む。)における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として在職する間、復讐希望職員たる公庫職員として在職するものとみなす。第百二十六條中「在職する間」の下に「(これに引き続き他の公庫等に在職する間を含む。)」を加える。

第百二十七條第二項中「復讐したとき」の下に「又は公団等職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときを除く。)」を加え、同条第四項中「第五項」を「第五項及び第七項」に改める。第百二十八條第二項中「及び第五項」を、「第五項及び第七項」に改める。

第百三十一條第二項第二号中「法律第百五十五號附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五號附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百三十二條の八中「第百五條」を「第百五條の二」に改める。第百三十四條第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「(第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)」を削る。

第百四十三條の二の二の次に次の一條を加える。第百四十三條の二の三 団体共済組合員期間が二十年未満である団体共済更新組合員で、施行日前におけるその者の四十歳に達した月以後の第百四十三條の二第一項第一号の期間が十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(新法第百二十二條において準用する新法第七十四條に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合及び新法第百二十二條の二第一項の規定の適用がある場合を除く。以下「新法第百二十二條」において準用する新法第七十八條第一項又は第九十三條第一項第二号の規定の適用については、その者は、団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合において新法第百二十二條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十三條の四第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。第百四十三條の五第三項中「第八十二條」を「新法第八十二條」に改める。第百四十三條の十四の見出し中「十年」を「一年」に改める。第百四十三條の十五中「十一万五千二百円」を「二十万三千五百円」に改める。第百四十三條の十六を次のように改める。第百四十三條の十六 削除。別表第二中「九五三、二〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六一二、二〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、

十八條及び「又は遺族一時金」を削る。第百四十三條の二の二の次に次の一條を加える。

第百四十三條の二の三 団体共済組合員期間が二十年未満である団体共済更新組合員で、施行日前におけるその者の四十歳に達した月以後の第百四十三條の二第一項第一号の期間が十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(新法第百二十二條において準用する新法第七十四條に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合及び新法第百二十二條の二第一項の規定の適用がある場合を除く。以下「新法第百二十二條」において準用する新法第七十八條第一項又は第九十三條第一項第二号の規定の適用については、その者は、団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合において新法第百二十二條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十三條の四第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。第百四十三條の五第三項中「第八十二條」を「新法第八十二條」に改める。第百四十三條の十四の見出し中「十年」を「一年」に改める。第百四十三條の十五中「十一万五千二百円」を「二十万三千五百円」に改める。第百四十三條の十六を次のように改める。第百四十三條の十六 削除。別表第二中「九五三、二〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六一二、二〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、

「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第百四十條、第百四十四條の二、第百六十七條の二及び附則第十一條の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條から第百二十八條までの改正規定並びに附則第五條の規定 この法律の公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條から第百二十八條までの改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條から第百二十八條までの改正規定並びに附則第五條の規定 この法律の公布の日

「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第百四十條、第百四十四條の二、第百六十七條の二及び附則第十一條の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條から第百二十八條までの改正規定並びに附則第五條の規定 この法律の公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條から第百二十八條までの改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條から第百二十八條までの改正規定並びに附則第五條の規定 この法律の公布の日

第三条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の規定並びに第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三條第四項、第三條の四の二、第十三條第二項、第四十二條、第百四十三條の四第二項及び第百四十三條の十五の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年十一月分以後適用する。この場合にお

第三条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の規定並びに第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三條第四項、第三條の四の二、第十三條第二項、第四十二條、第百四十三條の四第二項及び第百四十三條の十五の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年十一月分以後適用する。この場合にお

第三条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の規定並びに第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三條第四項、第三條の四の二、第十三條第二項、第四十二條、第百四十三條の四第二項及び第百四十三條の十五の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年十一月分以後適用する。この場合にお

いては、同法第五十四条の三第二項の規定を準用する。

2 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十八年十月分以後適用する。

(遺族の範囲及び遺族年金の最短受給資格年限の短縮等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二条第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 改正後の法第九十三条第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において現に組合員である者その他の者で政令で定めるものが施行日以後に死亡した場合において、第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条にお

いて「改正前法」という。の規定を適用するとしたならば同法第七十二条の規定による弔慰金、同法第九十三条若しくは第九十八条の規定による遺族年金若しくは遺族一時金又は同法第

九十九条の規定による死亡一時金を受ける権利を有することとなる者（改正後の法第七十二条の規定による弔慰金、同法第九十三条の規定による遺族年金又は同法第九十九条の規定による

死亡一時金を受ける権利を有する者を除く。については、改正前の法第七十二条、第九十三条、第九十八条及び第九十九条の規定は、なおその効力を有する。

（掛金に關する経過措置）

第四条 改正後の法第百十四条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和四十八年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金

（公庫等職員等に関する経過措置）

第五条 改正後の法第百四十条又は第百四十四条

の二の規定は、それぞれ附則第一条第一号に掲げる日(以下この条において「一部施行日」という。)の前日において現に同法第四百十条第一項の規定に該当する公庫等職員として在職する者及び一部施行日以後に同項に規定する転出をし

た者又は同日の前日において現に同法第四百二十四条の二第一項の規定に該当する団体職員とし

て在職する者及び一部施行日以後に同項に規定する転出をした者について適用し、同日前に当該公庫等職員又は団体職員として在職しなくなつた者については、なお従前の例による。

2 改正後の施行法第百二十五条から第百二十八条までの規定は、それぞれ一部施行日の前日において現に同法第百二十五条第二項若しくは第百二十六条の規定に該当する公庫職員、同法第

百二十七条第一項の規定に該当する公団等職員又は同法第二百二十八条第一項の規定に該当するその他の公庫等職員として在職する者について適用し、一部施行日前に当該公庫職員、公団等

職員又はその他の公庫等職員として在職しなくなつた者については、なお従前の例による。

(共済会が支給する退職年金の停止に関する経過措置)

第六條 改正後の法第百六十四條第二項の規定は、施行日前に給付事由が生じた退職年金についても、昭和四十八年十月分以後適用する。

(年金条例職員期間に準ずる期間を有する者等

第七條 改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。次条及び附則第十條にお

いて「更新組合員等」という。）が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、改正後の法第四十条に規定する組合員期間の計算につき改正後の施行法第二条第一項第十九号又は第二十二

の規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用するとしたならば

退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和四十八年十月分以後、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の施行法及び改正後の法の規定を適用して算定した額に改定する。

改正後の施行法第三条第六項若しくは第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれらの

規定に規定する沖繩の退隱料等又は樺太の退隱料等のうち年金であるものを受ける権利を有することとなる者には、昭和四十七年五月分以後、これらの給付を支給する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国特殊機関職員期間等のある者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際、現に普通恩給、退

臨料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に關

する施行法(以下この条において「改正前の施行法」といふ)。第十条第五号の期間(同法第三百三十一條第二項第三号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

号) 第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十三條の二の規定又

はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、

昭和四十八年九月三十日において改正前の施行法第十条第五号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金

の他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が剛毅の申出をし

ないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十三條の二の規定、これに相当する退職年金條例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

（団体共済更新組合員の退職年金等の受給資格の特例に関する経過措置）

第九條 改正後の施行法第百四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員が昭和四十六年十一月一日から施行日の前日までの間に退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した

場合において、その者につき改正後の施行法第百四十三条の二の三の規定を適用するとしたならば新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の法及び改正後の施

行法の規定により、昭和四十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

前項の規定の適用により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が同項の遺族に係る退職一時金の支給を受けた者又はその遺族である場合における退職年金又は遺族年

金の額の算定については、改正後の施行法第百四十三条の十九第一項及び第二項の規定の例によるものとする。

(政令への委任)

第十條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が附則第八條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給

付に關する措置その他この法律の施行に伴う長期給付に關する措置等にして必要な事項は、政令で定める。

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一件 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

○久次米健太郎君 ただいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、職員が受けた通勤による災害に対し、公務上の災害の場合に準じた補償及び福祉施設を行なう等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、通勤災害による補償に関する規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用することとしております。

次に、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の支給資格の年限の短縮、退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会においては、以上の両案を一括して質疑を行ないましたが、その詳細については会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わります。両案とも討論もなく、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方公務員災害補償法の改正案については、通勤災害を公務上の災害とするよう検討するほか、通勤災害の運用基準の公正化、給付内容の改善等について政府の善処を求める附帯決議を、また、地方公務員等共済組合法の年金額の改定法等の改正案に対しては、給与改定に即したスライドの制度化、年金額算定の基礎給料の引き上げ、長期給付の公的負担の引き上げ等について政府の

善処を求める附帯決議を、それぞれ付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井善彰君。

審査報告書

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月二十八日

農林水産委員長 亀井 善彰

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に關し、災害によつて損失を受けた場合、その損失を適切に填補する制度の確立に資するため、農業共済組合及び市町村による畑作物共済及び園芸施設共済の事業、その共済責任についての農業共済組合連合会による保険の事業並びにその保険責任についての政府による再保険の事業を、昭和四十九年四月一日から試験的に実施することについて必要な規定を定めようとするものである。

るものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行の準備のため制度普及費等として昭和四十八年度一般会計予算に三百八十萬六千円、同農業共済再保険特別会計に六百二十六萬九千円が計上されている。

附帯決議

政府は、畑作農業および施設園芸の健全な振興発展に資するため、地域農業の実情をふまえた経営改善対策、生産基盤の整備等の実効ある諸施策を一段と強化し、試験実施事業については、その成果を本格実施事業に反映せしめるため、制度上の諸問題を十分把握検討し、三年間を目途に本格実施への移行が円滑に図られるように努めるとともに、左記事項の達成を期すべきである。

記

一、畑作物共済については、現在予定されている対象地域、対象品目の拡大について、すみやかに実態を調査し、可及的に事業対象に加えるよう検討すること。

二、被災農家の再生産の確保を図る見地に立ち、地域性を反映した基準収獲金額、掛金率等の設定を指導するとともに、補償限度の引上げ等、補償内容の充実を検討すること。

三、共済目的の特性に対応し、組合等の元受責任の適正化、適切な足切り水準の設定、損害評価の実施等の検討に努め、無事戻し等の実施方針を明確にすること。

四、園芸施設共済については、施設保険の実態に即した制度内容の整備、推進体制の確立を期し、さらに施設内の農作物に対しては適切な被害の把握、実質的な補填の充実を検討すること。

と。

五、両共済事業の複雑性にかんがみ、事業実施体制の整備、事業の効果的運用を確保するため、共済契約者に対する交付金の実態に応じた交付割合、共済団体に対する必要な事務費の助成を措置し、また共済団体の事業の適正な運営を図るため、職員設置費等についての助成の拡充強化について配慮すること。

六、肉豚、鶏等の新種共済については、早急に調査検討を行ない、基礎資料の整備を進め、共済制度の実現に努めること。

七、沖繩等のさとうきびについては、災害の実情に照らし、共済制度の補償の充実一段と配慮するとともに、土地基盤の整備・省力機械の導入等による生産振興対策、価格安定等の施策を強力に実施すること。

八、最近の不安定な気象条件にかんがみ、気象の観測、有効な通報システム等の整備を図り、これに対応する農業生産対策の強化に努めること。

右決議する。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業（第三条・第十五条）
第三章 農業共済組合連合会の保険事業（第十六条・第二十条）
第四章 政府の再保険事業（第二十一条・第二十六条）
第五章 雑則（第二十七条・第三十条）
第六章 罰則（第三十一条）
附則

第一章 総則

(題旨)

第一条 この法律は、農業者が畑作物（農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）による農作物共済、蚕繭共済及び果樹共済に係る畑作物（以下「農業災害補償法対象畑作物」という。）を除く。以下同じ。）の栽培及び施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することを含む。以下同じ。）に關し災害によつて受けることのある損失を適切に填補する制度の確立に資するため、農業共済組合及び市町村による畑作物共済事業及び園芸施設共済事業、これらの共済事業による共済責任についての農業共済組合連合会による保険事業並びにその保険事業による保険責任についての政府による再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定畑作物」とは、主要な畑作物のうち政令で定めるもの（特定園芸施設の内外部で栽培されるものを除く。）をいう。
2 この法律において「特定園芸施設」とは、施設

園芸の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設（これに附属する設備を含み、農林省令で定める簡易なものを除く。）をいう。

第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業

(共済事業の実施)

第三条 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業は、農業共済組合及び農業災害補償法第八十五条の三第一項の認可を受けた市町村のうちその申請により都道府県知事が指定するもの（以下「指定組合等」という。）が行なう。

2 農業共済組合又は市町村は、前項の指定を申請しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その行なうとする畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る次に掲げる事項に關する共済事業計画を記載した申請書に、当該事業の収支の見積り及び実施の細目に関する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

1 共済目的とする指定畑作物の種類（畑作物共済事業に限る。）
2 事業実施地域
3 事業規模

4 都道府県知事は、第一項の指定をする場合においては、当該都道府県の区域を通ずる指定畑作物に係る生産事情又は特定園芸施設の設置状況及びこれらに係る災害の発生状況に照らし畑作物共済事業又は園芸施設共済事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように

効率的に行なわれることを旨としてこれをしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申請に係る農業共済組合又は市町村がその組合員となつて農業共済組合連合会が第十六条第一項の規定により当該申請に係る畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による共済責任について保険事業を行なうこととなる場合でなければ、第一項の指定をしてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(共済約款)

第四条 指定組合等は、その行なう畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る共済約款を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 共済約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 被共済者の資格に関する事項
- 二 共済契約の締結の要件に関する事項
- 三 共済目的に関する事項
- 四 共済責任期間に関する事項
- 五 共済掛金率及び純共済掛金率に関する事項
- 六 共済掛金の支払に關する事項
- 七 共済金額の制限及び削減に關する事項
- 八 共済金の支払及びその免責に關する事項
- 九 損害額の認定及び算定方法に關する事項
- 十 その他農林省令で定める事項

3 共済約款の認可に關する基準は、農林省令で定める。

4 前条第三項及び第六項の規定は、第一項の認可及びその申請について準用する。

(共済事業計画等の遵守)

第五条 指定組合等は、その共済事業計画及び共済約款に従つて畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なわなければならない。

(共済事業計画等の変更)

第六条 指定組合等は、その共済事業計画又は共済約款を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その変更につき、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第三条第三項、第四項（共済事業計画を変更する場合に限る。）及び第六項の規定は、前項の認可及びその申請について準用する。

(指定の取消)

第七条 都道府県知事は、指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る業務又は会計につき法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該共済事業、これに係る共済契約、その共済責任に係る保険契約及びその保険責任に係る再保険契約に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(共済目的)

第八条 畑作物共済は、被共済者が栽培する指定畑作物をその共済目的とする。

2 園芸施設共済は、被共済者が所有し、又は管理する特定園芸施設をその共済目的とし、共済約款において定めたときは、これにあわせて次に掲げる物についても、これらを共済目的とする。

一 被共済者が所有し、又は管理する農林省令で定める施設園芸用施設（特定園芸施設を除く。）であつて、共済目的とされた特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの

二 共済目的とされた特定園芸施設の内外部で被共済者が栽培する農作物（農業災害補償法対象畑作物その他農林省令で定める農作物を除く。）

(共済の対象とする損害)

第九条 指定組合等は、その共済目的につき風水

害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害、鳥獣害又はこれらに準ずる事故で農林省令で定めるものによつて生じた損害(前条第二項第二号に掲げる共済目的に係るものにあつては、共済目的とされた特定園芸施設につき生じた事故に伴つて生じたものに限る。)について、被災者共済金を支払ふものとする。

(共済金額)

第十條 畑作物共済の共済金額は、指定畑作物に係る収穫物の単位当たり価格に基準収穫量を乗じて得た金額(以下「基準収穫金額」という。)に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

2 前項の単位当たり価格は都道府県知事が、同項の基準収穫量は過去一定年間に於ける当該被災者の当該収穫物の収穫量を基礎として指定組合等が、それぞれ農林大臣が定める準則に従つて定めるものとする。

3 園芸施設共済の共済金額は、共済価額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

4 前項の共済価額は、農林省令で定めるところにより、共済目的とされた特定園芸施設及び第八條第二項第一号に掲げる施設園芸施設の価額を基礎とし、共済目的とされた同項第二号に掲げる農作物の生産費を勘案して、指定組合等が定める金額とする。

5 園芸施設共済の共済金が支払われた場合においては、当該共済金に係る損害の発生した時以後の当該園芸施設共済の共済金額は、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額された金額となるものとする。

(純共済掛金率)

第十一條 純共済掛金率は、各指定組合等につき指定畑作物の種類ごと又は農林省令で定める施設園芸施設の種類ごとに農林大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲内の率としなければならぬ。

指定組合等は、前項の規定にかかわらず、事業実施地域を二以上の地域に分けた場合においては、農林省令で定めるところにより、その地域ごとの純共済掛金率をその地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が同項の基準共済掛金率を下らないものとなるように定めることができる。

(共済金)

第十二條 畑作物共済の共済金は、共済契約ごとに、その共済目的に係る第九條に規定する損害(指定組合等が填補する責を負わないものを除く。)に係る損害額の共済責任期間を通じての総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払ふものとし、その金額は、共済金額に当該損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 園芸施設共済の共済金は、共済契約ごとに、その共済目的に係る第九條に規定する損害(指定組合等が填補する責を負わないものを除く。)に係る損害額が農林省令で定める金額をこえる場合に支払ふものとし、その金額は、当該損害額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第十三條 第三條第一項の指定を受けた農業共済組合は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九條の二第一項の規定によるほか、他の事業と区分してこれを行なわなければならない。

2 第三條第一項の指定を受けた市町村は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九條の二第二項の特別会計において他の事業と区分してこれを行ない、その経費は、当該畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による収入をもつて充てなければならない。

農業災害補償法第九十九條の二第三項及び第四項の規定は、第三條第一項の指定を受けた市町村が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なう場合に準用する。

(資料の提供に関する協力)

第十四條 指定組合等は、畑作物共済又は園芸施設共済の共済金額の決定又は共済金に係る損害額の認定に關し必要があるときは、被災者若しくは共済契約の締結の申込みをした者からその生産した指定畑作物若しくは特定園芸施設の内部で栽培した農作物に係る収穫物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該収穫物の売渡を受けた者又は被災者若しくは共済契約の締結の申込みをした者に施設園芸施設に係る資料の数量、価格等に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

(準用規定等)

第十五條 農業災害補償法第四十七條(同法第八十五條の九第四項において準用する場合を含む。)、第八十五條の十二、第九十一條、第九十二條、第九十三條第二項、第三項及び第五項、第九十四條から第九十八條の二まで、第九十九條第一項(第四号、第六号及び第七号を除く。)、及び第三項、第一百條、第一百一條、第一百四十二條の五第二項並びに第一百四十二條の六並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百三十九條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、畑作物共済及び園芸施設共済並びにこれらに係る共済事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業については、これらを農業災害補償法に規定する共済事業であるものとみなして同法第三十條第一項(第五号の二、第九号及び第十号に係る部分に限る。)及び第八十五條の三の二(同法第三十條

第一項第五号の二、第九号及び第十号に掲げる事項に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第三章 農業共済組合連合会の保険事業(保険事業の実施)

第十六條 指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業によつて被災者に対して負う共済責任については、申請により農林大臣が指定する農業共済組合連合会(以下「指定連合会」という。)で当該指定組合等をその組合員とするものがこれを保険する事業を行なう。

2 農業共済組合連合会は、前項の指定を申請しよりとするときは、農林省令で定めるところにより、その行なおうとする畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業に係る次に掲げる事項に關する保険事業計画を記載した申請書に、当該事業の収支の見積り及び実施の細目に関する書類を添えて、都道府県知事を經由して農林大臣に提出しなければならない。

一 保険目的とする共済責任に係る指定畑作物の種類(畑作物共済に係る保険事業に限る。)
二 事業規模

3 農業共済組合連合会は、第一項の指定を申請しようとするときは、あらかじめ、前項の保険事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4 農業共済組合連合会は、第一項の指定を受けたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその組合員である農業共済組合及び市町村に通知しなければならない。

5 第三條第四項の規定は、第一項の指定をする場合に準用する。この場合において、同條第四項中「当該都道府県の区域」とあるのは、「全国」と読み替へるものとする。

(保険契約の当然成立)

第十七條 畑作物共済又は園芸施設共済の共済契約が成立したときは、当該指定組合等とこれをその組合員とする指定連合会との間に、当該共済契約により当該指定組合等が負う共済責任を

保険する保険契約が成立する。

(保険部分)

第十八条 前条の保険契約においては、当該保険契約に係る共済契約による共済責任のうち政令で定める割合の部分を保険するものとする。

(補償料率)

第十九条 第十七条の保険契約に係る補償料率は、当該保険契約に係る共済契約について定められている補償料率と同等とする。

(準用規定等)

第二十条 第四条から第七条まで及び第十三条第一項、農業災害補償法第四十七条、第九十一条、第九十二条、第九十五条から第九十八条の二まで、第九十九条第三項、第一百条、第一百一条、第二百七条から第二百九条まで、第四百四十二条の五第二項及び第四百四十二条の六並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十九条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、畑作物共済又は園芸施設共済による共済責任に係る保険及び保険事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的説書は、政令で定める。

2 畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業については、これを農業災害補償法に規定する保険事業であるものとみなして同法第三十条第一項(第五号の二、第九号及び第十号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第四章 政府の再保険事業

(政府の再保険)

第二十一条 指定連合会が畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業によつてその組合員である指定組合等に対して負う保険責任については、政府がこれを再保険する事業を行なう。

(再保険契約の当然成立)

第二十二条 畑作物共済に係る保険契約により指定連合会が負うすべての保険責任については、これに係る政令で定める指定畑作物の種類、区分及びその区分ごとの農林省令で定める収

穫期の区分ごとに、その区分に属する保険契約が最初に成立した時に、当該指定連合会と政府との間に、当該保険責任を再保険する一の再保険契約が成立する。

2 園芸施設共済に係る保険契約が成立したとき

は、当該指定連合会と政府との間に、当該保険契約により当該指定連合会が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立する。

(再保険金額)

第二十三条 畑作物共済に係る再保険金額は、当該再保険契約に係る保険契約による保険金額の合計額のうちその合計額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金額は、当該再保険契約に係る保険契約による保険金額のうちその保険金額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(再保険料率)

第二十四条 再保険料率は、当該再保険責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定める率とする。

(再保険金)

第二十五条 畑作物共済に係る再保険金は、当該再保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の合計額がこれに係る保険金額の合計額に第二十三条第一項の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に同項の政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金は、当該再保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の

額がこれに係る保険金額に第二十三条第二項の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金のうちそのこえる部分の金額に同項の政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(準用規定)

第二十六条 農業災害補償法第三十七条の二及び第三百八条から第四百条まで並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、畑作物共済及び園芸施設共済に係る再保険について準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的説書は、政令で定める。

第五章 雑則

(国の助成)

第二十七条 国は、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定組合等が畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を行ない、指定連合会がこれらの共済事業に係る保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

2 国は、前項の規定による補助のほか、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の実施を円滑にするため、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、畑作物共済及び園芸施設共済の共済契約者に対し、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、共済契約者に交付するのに代えて、当該共済契約者が指定組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てて、当該指定組合等に交付し、指定組合等が指定連合会に支払うべき畑作物共済若しくは園芸施設共済に係る保険料の全部若しくは一部に充てて、当該指定連合会に交付し、又は指

定連合会が政府に支払うべき畑作物共済若しくは園芸施設共済に係る再保険料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

(農業共済基金からの資金の貸付け等)

第二十八条 農業共済基金は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)第三十三条の規定にかかわらず、指定組合等及び指定連合会に対し、畑作物共済又は園芸施設共済に係る共済金又は保険金の支払に関し、当該指定組合等若しくは指定連合会が必要とする資金の貸付け又は当該指定組合等若しくは指定連合会が負担する債務の保証を行なうことができる。

2 前項の規定により農業共済基金から貸付けを受けた資金又は同項の規定により農業共済基金がした保証に係る借入金、同項に規定する共済金又は保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

3 農業共済基金法第三十六条第二項の規定は、前項の規定に違反して資金又は借入金を他の目的に使用した場合に準用する。

(報告の徴収)

第二十九条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合等又は指定連合会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第三十条 畑作物共済若しくは園芸施設共済又はこれらに係る保険に関する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 保険証券

二 第十五条第一項において準用する農業災害補償法第八十五条の十二第一項の規定による委託に関する契約書

三 第二十八条第一項の規定により指定組合等又は指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受け、又は農業共済基金がした保証に係る借入れをする場合において、当該指定組

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案 議事日程追加の件 国会議員法等の一部を改正する法律案 八四六

合等又は指定連合会が作成する消費貸借に関する契約書(当該指定組合等又は指定連合会が保存するものを除く。)

第六章 罰則

第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした第三十一条の指定を受けた農業共済組合又は指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三条第一項(第二十條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第十五条第一項又は第二十條第一項において準用する農業災害補償法第九十一条、第百条又は第百一条の規定に違反したとき。

三 第十五条第一項又は第二十條第一項において準用する農業災害補償法第百四十二条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の六条を加える。

第二十五条 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第

号)ニ依ル畑作物共済及び園芸施設共済ニ係ル再保険事業ノ經理ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十六条 本會計ニ前条ノ再保険事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二條ニ規定スル各勘定ノ外臨時畑作勘定ヲ設ク

第二十七条 再保険金支払基金勘定ニ於テハ第二條ノ二第一項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時畑作勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二條ノ二第一項ニ規定スル一般會計ヨリ

ノ受入金ハ同條第二項及第二十四條第一項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ畑作物共済及園芸施設共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ臨時畑作勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時畑作勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 臨時畑作勘定ニ於テハ畑作物共済及園芸施設共済ニ関スル再保険事業經營上ノ再保険料、一般會計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法第二十七條第二項ノ交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十九條 業務勘定ニ於テハ第五條及第二十三條ノ規定ニ依ルモノノ外畑作物共済及園芸施設共済ニ関スル再保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般會計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三十條 第六條第二項及第四項、第六條ノ二第一項、第八條乃至第十條並ニ第十二條ノ規定ハ臨時畑作勘定ニ付之ヲ準用ス

を昭和四十九年度から試験的に実施するのに必要な規定を設けようとするものであります。委員会におきましては、試験実施の事業の実施体制及び予定期間、共済組合、連合会及び政府の責任保有割合の妥当性、予定される対象品目と地域、補償限度、園芸施設と内容作物の取り扱い等の問題のほか、北海道等の畑作物の価格問題等について質疑が行なわれました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、試験実施については、三年間を目途に、すみやかに本格実施に移行するようつとめるとともに、補償限度の引き上げ、補償の充実等に関し、八項目の附帯決議を全会一致をもって行ないました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、国会議員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長植木光教君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員法等の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。 昭和四十八年八月二十八日 衆議院議長 前尾繁三郎 参議院議長 河野 謙三殿

国会議員法等の一部を改正する法律 (国会議員法の一部改正) 第一条 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正) 第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條の三中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

附則

1 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員法第二十六條の二の規定及び第二条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第五條の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

○植木光教君 ただいま議題となりました法律案は、国会議員及び国会議員の秘書並びにこれらの者の遺族が、従来の公務上の災害に対する補償等に加えて、通勤による災害に対しても補償等を受けることとしておりますものであります。労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因す

〔植木光教君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長植木光教君。

るものについて適用することといたしております。

以上が本法律案の内容であります。委員におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 議員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君
議員

塩出 啓典君 喜屋武眞榮君
野末 和彦君 内田 善利君
青島 幸男君 原田 立君
沢田 実君 中村 利次君
高田 浩通君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 三木 忠雄君
木島 則夫君 今 春聰君
峯山 昭範君 田代富士男君
柏原 ヤス君 黒柳 明君

中沢伊登子君 中尾 辰義君
渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 高山 恒雄君
濱田 幸雄君 山田 徹一君
多田 省吾君 白木義一郎君
小平 芳平君 村尾 重雄君
小山邦太郎君 中村 登美君
斎藤 十朗君 中西 一郎君
君 健男君 細川 護熙君
橋本 繁蔵君 中村 禎二君
棚田 四郎君 竹内 藤男君
中山 太郎君 永野 鎮雄君
長屋 茂君 檢垣徳太郎君
久次米健太郎君 亀井 善彰君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田悠紀夫君 安田 隆明君
二木 謙吾君 玉置 和郎君
山内 一郎君 宮崎 正雄君
小笠 公昭君 堀本 宜実君
大森 久司君 白井 勇君
植木 光教君 青木 一男君
植竹 春彦君 木内 四郎君
杉原 荒太君 卯木 亨弘君
古池 信三君 大松 博文君
矢野 登君 志村 愛子君
高橋 邦雄君 柴立 芳文君
古賀雷四郎君 黒住 忠行君
河本嘉久蔵君 渡辺 太郎君

山崎 竜男君 星野 重次君
高橋雄之助君 佐田 一郎君
寺本 広作君 木村 睦男君
船田 譲君 町村 金五君
橋 直治君 高橋文五郎君
岡本 悟君 徳永 正利君
鹿島 俊雄君 米田 正文君
大谷藤之助君 江藤 智君
平井 太郎君 後藤 義隆君
郡 祐一君 吉武 恵市君
塩見 俊二君 鍋島 直紹君
稻嶺 一郎君 寺下 岩蔵君
田 英夫君 川野辺 静君
金井 元彦君 片山 正英君
嶋崎 均君 今泉 正二君
戸田 菊雄君 杉原 一雄君
山本茂一郎君 平泉 涉君
野々山一三君 大橋 和孝君
楠 正俊君 内藤三郎君
西村 尚治君 西村 関一君
林 虎雄君 平島 敏夫君
山本 利壽君 山下 春江君
中村 英男君 阿具根 登君
山崎 昇君 増原 恵吉君
田口長治郎君 八木 一郎君
羽生 三七君 加藤シヅエ君
鶴岡 哲夫君 鈴木 強君
片岡 勝治君 辻 一彦君

國務大臣

佐々木静子君 須原 昭二君
香取タケ子君 小谷 守君
神沢 浄君 加藤 進君
中村 波男君 鈴木 力君
森 勝治君 村田 秀三君
塚田 大願君 星野 力君
小林 武君 矢山 有作君
戸叶 武君 小柳 勇君
加瀬 完君 小野 明君
足鹿 覺君 秋山 長造君

農林大臣 櫻内 義雄君
通商産業大臣 中曾根康弘君
自治大臣 江崎 真澄君

議長の報告事項

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

川野辺 静君

同

寺下 岩蔵君

法務委員

田 英夫君

外務委員

杉山善太郎君

社会労働委員

増田 盛君

同

鬼丸 勝之君

運輸委員

中村 禎二君

建設委員

岩本 政一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 議長の報告事項

名した。

地方行政委員

増田 盛君

同

鬼丸 勝之君

法務委員

杉山善太郎君

外務委員

田 英夫君

社会労働委員

川野辺 静君

同

寺下 岩蔵君

運輸委員

岩本 政一君

建設委員

中村 禎二君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

前川 且君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

松本 英一君

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

義務教育諸学校等の女子の教育職員の子育児休暇

に関する法律案（安永英雄君外三名発議）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会職員法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

同日左の本院提出案を衆議院に送付した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法案

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員竹田現照君提出灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問に対する答弁書

同日本院は、検査官適格審査会委員本院議員藤田進君の同審査会委員の任期満了による後任及び同予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

記

検査官適格審査会委員

参議院議員 鈴木 強君

同 予備委員

（鈴木強君の予備委員） 参議院議員 向井 長年君

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員田代富士男君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 三木 忠雄君

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律

都市緑地保全法

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく昭和四十七年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

去る二十五日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

義務教育諸学校等の女子の教育職員の子育児休暇に関する法律案（安永英雄君外三名発議）

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

物価等政府の経済財政運営に関する質問主意書（鈴木一弘君提出）

琉球大学医学部設置等に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）

去る二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同 柳田桃太郎君

同 田中 茂穂君

同 高橋 邦雄君

同日本院は、左の質問主意書が提出された。沖縄における土地改良事業等の推進に関する質問主意書

外務委員

山崎 五郎君

同

野坂 参三君

大蔵委員

長谷川 仁君

文教委員

大松 博文君

農林水産委員

棚田 四郎君

同

佐藤 隆君

同

山田 徹一君

運輸委員

菅野 儀作君

通信委員

西村 尚治君

同

堀田 啓典君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

佐藤 隆君

同

西村 尚治君

地方行政委員

菅野 儀作君

法務委員

野坂 参三君

外務委員

長谷川 仁君

同

星野 力君

大蔵委員

山崎 五郎君

文教委員

棚田 四郎君

農林水産委員

大松 博文君

同

柳田桃太郎君

同

堀田 啓典君

運輸委員

高橋 邦雄君

通信委員

田中 茂穂君

同

山田 徹一君

問主意書(宮屋武真榮君提出)

去る二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

鬼丸 勝之君

同

玉置 猛夫君

外務委員

森 元治郎君

大蔵委員

鳴崎 均君

同

船田 讓君

同

西村 関一君

運輸委員

田淵 哲也君

通信委員

木島 則夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

鳴崎 均君

同

船田 讓君

外務委員

西村 関一君

大蔵委員

鬼丸 勝之君

同

玉置 猛夫君

同

森 元治郎君

運輸委員

木島 則夫君

通信委員

田淵 哲也君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員会

同

理事 中西 一郎君 (原文兵衛君の補欠)

外務委員会

同

理事 田 英夫君 (田英夫君の補欠)

農林水産委員会

同

理事 堀出 啓典君 (堀出啓典君の補欠)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会職員法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

文部省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

煙作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員辻一彦君提出堀田製作所の不当労働行為に関する質問に対する答弁書

去る二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

世耕 政隆君

地方行政委員

船田 讓君

同

鳴崎 均君

同

戸叶 武君

法務委員

小枝 一雄君

同

野坂 参三君

大蔵委員

鬼丸 勝之君

同

玉置 猛夫君

同

青木 一男君

同

成瀬 幡治君

同

渡辺 武君

文教委員

金井 元彦君

決算委員

渡辺 武君

議院運営委員

塚田 大願君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

金井 元彦君

地方行政委員

玉置 猛夫君

同

鬼丸 勝之君

同

成瀬 幡治君

同

青木 一男君

法務委員

渡辺 武君

同

鳴崎 均君

大蔵委員

船田 讓君

同

小枝 一雄君

同

戸叶 武君

同

野坂 参三君

文教委員

世耕 政隆君

決算委員

塚田 大願君

議院運営委員

渡辺 武君

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

沖繩における土地改良事業等の推進に関する質問主意書(宮屋武真榮君提出)

同日議長は、メキシコ合衆国上院議長エンリケ・オリヴァレス・サンタナ閣下宛、左の見舞電報を発送した。

今回、貴国中部における地震による悲惨な報に接し、まことに痛心に堪えません。

ここに参議院を代表して心から同情の意を表します。

昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

小谷 守君

文教委員

鹿島 俊雄君

社会労働委員

田中寿美子君

農林水産委員

高橋雄之助君

商工委員

林田悠紀夫君

建設委員

上田 稔君

議院運営委員

田淵 哲也君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

田中寿美子君

文教委員

高橋雄之助君

社会労働委員

小谷 守君

農林水産委員

鹿島 俊雄君

商工委員

上田 稔君

建設委員

林田悠紀夫君

議院運営委員

中村 利次君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

上田 哲君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

村田 秀三君

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 質問主意書及び答弁書

同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 松永 忠二君(安永英雄君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

輸出販売安売金経理臨時措置法を廃止する法律案可決報告書

中小小売商業振興法案可決報告書

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員法等の一部を改正する法律案可決報告書

灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年八月十七日

竹田 現照

参議院議長 河野 謙三殿

灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問主意書

灯油は重要な生活関連物資であるが、北海道、

東北などの寒冷地にあつては、その重要性はひとしおである。その灯油の価格について前記の地方では最近急激かつ相当の上昇の動きが見られ、これに伴つて、販売業者の売惜しみが目立ち、消費者に著しい不安を生じている。このような事態を解消するため、この際、早急に適切な対策を講ずる必要がある。

よつて、次の点について政府の見解を明らかにされたい。

「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に定める特定物資は、さる七月十四日同法施行令によつて指定された。この際、灯油は、当初指定を予定されながら、④まだ需要期になつてないため、値上がりしておらず、指定は時期尚早である。⑤灯油貯蔵タンクの容量は明らかであるため、灯油の買占めや売惜しみは不可能である、という理由によつて、特定物資としての指定は行なわれなかつたといわれる。

しかし、日本生活協同組合連合会の調べによると、北海道においては灯油一キロリットルあたりの卸価格が四十七年の夏に九千円であつたのが、最近ではすでに一万二千円と三十パーセントも値上げされており、十月以降の需要最盛期にはさらに値上げが行なわれそうだとされる。そのほか、青森、岩手、山形等においても灯油の値上げがすでに進められ、あるいは行なわれようとしている。

加えて、これら寒冷地においては、需要期を前にして、生活協同組合など消費者団体が灯油販売業者との間に購入契約を締結する時期に達しているが、例年とちがつて、業者が生協との話し合いに応じようとせず、消費者の困惑・不安を招いている。

また、「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の第二条によると、特定物資の指定要件は、「生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合」であつて、「当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるとき」である。

そこで、「異常」という判断の基準であるが、同法の審議過程における政府委員の答弁によると、ケース・バイ・ケースで考えることを原則としながら、例示として、海外原料価格が非常に暴騰したときには、国内価格がある程度はげしく上昇しても、それが合理的である場合もあるが、国内価格の上昇が不合理であると判断できる場合には同法第二条の構成要件になるという判断基準が述べられている。

そこで、このほど石油連盟が明らかにした石油精製二十九社の四十七年度下期経理概況によると、輸入原油価格の上昇というマイナス材料はあるものの、①一般の景気回復に伴つて、販売量が著増したこと、②需給が窮屈になつたことによつて石油製品市況が堅調となり、ガソリンの値上げも可能となつたこと、③さる二月のドル切下げお

よび円の変動制移行によつて二百一億円の為替差益を計上できたこと、などの好材料が重なつてマインスマaterialを完全に消した上に、四百八十四億円の純利益(前年同期比五〇・四%の伸び)という記録的な好決算となつた。このような決算内容を見る限り、灯油の値上げは合理的とは考えられない。

以上の事実を徴するとき、灯油を「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の特定物資として指定することを妨げる積極的理由はなんら存しないのみならず、これの指定は一刻を争うべき急務であり、あわせて、各地における灯油の値上げおよび売惜しみの事態を速かに解消すべきであると考ええる。

よつて、次の諸点について政府の回答を求め

一、「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に定める特定物資として、灯油をいつ指定するか。

二、灯油の値上げ防止のためどのような措置をとつており、また今後どうするか。

三、灯油販売業者が消費者団体等に対して灯油購入契約の締結を拒み、あるいは灯油供給を妨害している現状に対して、どのような措置をとるか。

右質問する。

昭和四十八年八月二十四日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員竹田現照君提出灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹田現照君提出灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問に対する答弁書

一、について

灯油について「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に定める特定物資として早急に指定すべく、準備を進めているところである。

二、について

国民生活に密接な関係を有する民生用灯油の安定的な供給を確保するため、現在、次のような措置を講じている。

(一) 増産の要請

最近における灯油の実需のすう勢を考慮して、設備の完成時期の繰り上げ、大幅な増産の要請等を行っている。

(二) 在庫の積み増し

需要期に入る九月末の灯油の在庫予定量について、その積み増しを図るよう、業界を指導してきている。

今後の対策として、民生用需要確保のため、地

域別の供給体制の常時チェックを実施することとしている。更に、灯油輸入についても、必要に応じて業界を指導することとしている。

また、価格に関しては、最近海外原油価格の急激な上昇が続いており、今後ともこうした傾向が継続するものと思われ、これに伴い、わが国における石油製品価格のコストアップ圧力が一層強まることが予想されるが、灯油値上げが国民生活に与える影響の大きいことにかんがみ、政府としては、極力値上げを抑制するよう業界に対し指導を行つていくところである。

三、について

灯油販売業者と消費者団体との間の問題は、本来、当事者間の交渉にゆだねられる問題であると考え、それが通常の商業活動をこえて不当なものとなり、消費者の利益が不当に害されることとなる場合には、販売業者に對し、適切な指導を行つてまいりたい。

堀田製作所の不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年八月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿

辻 一彦

堀田製作所の不当労働行為に関する質問主意書

去る昭和四十七年二月三日、福井県における第一の地場金属産業である株式会社堀田製作所が経営難に陥り、県並びに福井銀行のあつせんにより、福井県鉄鋼協同組合理事長、武田機械、武田リース社長、武田実氏が再建のため経営肩代りを行つた。

しかるに会社側の再建案は労働条件の一方的な切り下げが中心であつたため、労働組合の合意が得られなかつたにもかかわらず、これを押しつけようとして数々の不当労働行為が行われた。このことは福井地方裁判所においても認めているところである。五月八日、県のあつせんにより両者の和解が行われたが、それ以降も不当労働行為がつけられたと考えられる。

このようなかで会社側は会社再建案に熱意を示さず、逆に経営肩代りの直後の四十七年三月より同社敷地を含むゴルフ場（杉の木ゴルフ場）建設を計画し、これの建設に専念した。

四十七年二月年末一時金を要求した組合は、会社側回答を不満としてストライキを行つた。福井地方労働委員会があつせん途中会社側は解散を通告し、四十八年一月二十四日に解散登記を行い、同月二十七日に組合員の全員解雇を行つた。

つづいて二月三日、組合員の自宅に退職金の一部を送附した。ところがその退職金が到着前の二月一日頃福井銀行行員がこれら組合員の自宅を訪

問し、預金の勧誘と就職あつせんを申し入れ組合員に大きな動揺を与えた。

組合は現在、これらの不当労働行為に對し、また会社側の解散、解雇を無効として争つていく。このような会社側並びに福井銀行の一連の行為は不当労働行為と団結権の侵害、また経営者の社会的責任の放棄としてみなすことはできない。よつて次の諸点につき政府の明確な見解を問うものである。

一、政府は、県のあつせんによる和解の前後における堀田製作所の不当労働行為について、どのような事実があつたかを把握しているはずだが、その詳細を明らかにされたい。

二、県のあつせんにより堀田製作所再建のため経営肩代りした武田実氏は県鉄鋼協同組合の理事長として国より約十億円の融資をうけるなど社会的責任のある立場にあるにもかかわらず、ゴルフ場建設に専念するなど経営責任を放棄し、会社の解散と全員解雇など社会問題をひき起し多くの労働者を路頭に迷わし経営者の道義的責任さえも追及されるに至つては、政府は積極的な行政指導を行つてはならないか。

三、県外より巨大な企業を誘致する臨海工業建設に熱中する県当局が地場金属産業として第一の施設と労働者を有した堀田製作所の解散、全員解雇という一方的な会社側の行為をみなすことに対し、地場産業育成の観点から行政指導の必要はないか。また、福井銀行の行為は、公共性あ

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号 質問主意書及び答弁書

る金融機関のあるべき姿からみて問題があり、その社会的責任からみて政府は警告し指導すべきではないか。
右質問する。

昭和四十八年八月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員辻一彦君提出堀田製作所の不当労働行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻一彦君提出堀田製作所の不当労働行為に関する質問に対する答弁書

一、について

株式会社堀田製作所における労使紛争の状況は、別添資料のとおりであり、昭和四十七年春の不当労働行為等の問題については、同年五月、福井県商工労働部のあつせんにより労使の和解が成立し、一応の解決をみた。

なお、昭和四十八年一月における会社の解散、従業員の解雇に関連する不当労働行為問題については、現在、福井県地方労働委員会等に係属中であるので、その判断を待つこととしたい。

二、及び三、について

(1) 政府としては、地場産業は地域経済の振興にとつて極めて重要であるので、かねてより

その育成振興のための各種の施策を展開してきたところである。

かかる観点から堀田製作所に対しても政府系中小金融機関より緊急融資など所要の資金の融資を実施してきたところであるが、今般会社解散という事態に至つたことは遺憾である。解散については目下訴訟が係属している

ので、その推移を見守りたい。
なお、被解雇者は、現在までに五十八名が再就職し、二十二名が失業保険金を受給中である。

(2) また、昭和四十八年二月初め頃、福井銀行の行員が堀田製作所の被解雇者の一部の家庭を訪問し、預金を勧誘した事実があつたようであるが、これは銀行としては、通常の預金勧誘行為として行つたものと考えられる。

しかしながら、このことが万が一にしても、堀田製作所の労使紛争に影響を与えることがあるとすれば好ましくないと考えられたので、大蔵省としては、直ちに当該銀行に対し、社会的良識に基づいて自粛することが望ましい旨を指導したところであり、銀行としても直ちにそのような疑いを持たれるような勧誘行為は、これを取り止めた。

なお、福井銀行の行員としては、被解雇者に就職をあつせんするというような言動は、格別行つていないようである。

別添資料

堀田製作所の労使紛争について

当事者

(使用者) 株式会社堀田製作所(社長 武田 実)

所在地 福井県福井市下守江町

従業員数 九十三名(会社解散時)

業 種 機械板金

(注) 同社は、昭和四十八年一月二十四日の株主総会において解散決議を行い、代表清算人渡辺等らを選任している。

(労働組合) 総評全国金属福井地本堀田製作所支部

組合員数 七十六名(会社解散時)

二 主要経過

1 昭和四十七年春の不当労働行為等問題

(1) 株式会社堀田製作所(以下「会社」という。)は、昭和四十六年秋頃から受注減に伴つて経営難に陥り、四十七年二月二日、堀田実(代表取締役)が代表取締役就任した。その後、会社は、同年三月四日、総評全国金属福井地本堀田製作所支部(以下「組合」という。)に対し、会社再建のためとして給与、退職金体系の変更を含む七項目の合理化案を提案した。

(2) 組合側は、同提案は労働条件の切り下げになるとして反対するとともに組合の上部団体である全国金属労働組合は、同年四月二十四日、東京都労委に対し、社長を始め

会社幹部が組合員に対し上部団体や組合からの脱退を勧奨したり、組合を中傷、非難したとして、不当労働行為の救済を申し立てた。

(3) 福井県は、当該労使紛争の激化を憂慮し、和解のあつせんに乗り出すこととなり、この結果、同年五月八日、福井県商工労働部長らの立ち合いのもとに、労使は①企業再建のための労使協力 ②不当労働行為の中止 ③合理化提案の処理等当該紛争の解決に関する協定を締結し、紛争は一応解決をみた。

2 昭和四十八年会社解散問題

(1) 右協定締結後も会社の経営は悪化を続け、昭和四十八年一月十一日会社側は組合に対し会社解散を通告し、同月二十四日、会社は臨時株主総会において会社の解散決議をなし、代表清算人渡辺等らを選任した。同月二十七日、従業員全員を解雇した。

(2) これについて組合側は、一月二十三日、福井県地労委に対し、会社解散は偽装解散で組合の運営に対する支配介入であるとして不当労働行為の救済を申し立てるとともに、二月十日、福井地裁に対し会社解散決議効力停止、地位保全仮処分申請を行つた。

福井地裁は、四月二日、右事案につい

て、会社の道義的責任はあるとしながらも本件解雇は権利濫用等にあたるものではない、また解雇も不当労働行為とはいえないとして解散の有効、解雇の正当を判示し、本件申し立てを却下した。

また、全国金属労働組合は、四月六日、東京都労委に対し、会社側の組合員に対する組合からの脱退勧告等の言動について不当労働行為の救済を申し立てた。

なお、現在、労働契約上の権利確認に関する訴訟事件（五月九日提訴、原告は元従業員三十名）は福井地裁に、また右不当労働行為事件については福井県地労委、東京都労委にそれぞれ係属中である。

(3) この間、福井県は、福井県評、全国金属労働組合、同福井地本堀田製作所支部等の要請を受けて、副知事、商工労働部長らが数次にわたり会社の前社長らと会つて会社再建等について要請したが、会社側は、会社は既に解散し、清算事務も事実上完了している段階にあるため再建は困難であると主張している。しかし、県当局は、紛争の解決のため努力を続けているところである。

(4) 被解雇者のうち公共職業安定所に求職申し込みを行つた八十三名（うち三名は不出頭）については、現在までに五十八名が再就職し、残る二十二名が失業保険金を受給

中である。

なお、被解雇者は全員、五月十六日まで退職金を受領している。

昭和四十八年八月三十一日 参議院會議録第三十一号

八五四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(送料共)
発行所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)